

「カーボンフットプリントを活用した  
カーボン・オフセット制度」  
に関する規程  
Ver. 5. 1

2019年12月11日

経済産業省

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本規程は、経済産業省が制度管理者として運営する「カーボンフットプリントを活用したカーボン・オフセット制度（以下、「制度」という。）」に基づきカーボン・オフセットを実施する手順について定めるものである。

### (定義)

第2条 本規程において用いる用語を、以下のとおり定義する。

- ① **プロダクトカテゴリールール**（以下、「PCR」という。） 製品、サービス及びイベント（以下、「製品等」という。）の種別ごとの原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルでの温室効果ガス排出量の算定基準
- ② **カーボンフットプリント**（以下、「CFP」という。） 製品等について、それぞれのPCRにのっとり、原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルでの温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定された数値
- ③ **クレジット** 認証された温室効果ガスの排出削減・吸収量
- ④ **カーボン・オフセット** 市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等の社会の構成員が、自らの温室効果ガスの排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、クレジットを購入することや他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動を実施すること等により、その排出量の全部又は一部を埋め合わせること
- ⑤ **CFPを活用したカーボン・オフセット** 企業等が一般社団法人サステナブル経営推進機構により運営されているエコリーフ環境ラベルプログラム等を用いて行うカーボン・オフセットの取組
- ⑥ **部分オフセット** 「CFPを活用したカーボン・オフセット」の取組のうち、自らの製品等のライフサイクルでの温室効果ガス排出量について、クレジットを購入すること又は他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動を実施すること等により、その排出量の一部を埋め合わせること
- ⑦ **温室効果ガス** CFPが算定対象としている二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素及び代替フロン等4ガス（ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、3ふっ化窒素）

### (基本原則)

第3条 本制度は、CFPの検証を受けた製品等を対象とするため、簡便性と厳格性のバランスを取った運用を行うこととする。

2 CFPを活用したカーボン・オフセットの実施に際して、カーボン・オフセットに用いられるクレジットのダブルカウント（同一のクレジットが当該申請に係るカーボン・オフセット以外のカーボン・オフセットその他の取組に用いられること）は回避しなければならない。

（対象となる製品等）

第4条 CFPを活用したカーボン・オフセットの対象となる製品等は、次に定めるとおりとする。

- ① 「カーボンフットプリント制度試行事業（平成21年度～平成23年度）」、「CFPコミュニケーションプログラム」、「JEMAI環境ラベルプログラム」又は「エコリーフ環境ラベルプログラム」においてCFPの算定を行い、検証を受けたもの
- ② 日本LCA学会及び一般社団法人サステナブル経営推進機構が共催するLCAエキスパート検定試験の合格者等実務的専門性を有する者が、一般社団法人サステナブル経営推進機構が保有・管理するライフサイクルアセスメント支援ソフトウェア「MiLCA」を利用して実施した、温室効果ガス排出量のレビューを受けたもの

## 第2章 「CFPを活用したカーボン・オフセット」の実施について

### 第1節 「CFPを活用したカーボン・オフセット」の実施

（制度参加の要件）

第5条 CFPを活用したカーボン・オフセットを実施する者（以下、「制度参加者」という。）は、CFPを活用したカーボン・オフセットの対象とする製品等のCFPの大幅な変化その他の状況の変化が生じた場合において、適切に対応できる管理体制を有していなければならない。

2 制度参加者は、反社会的勢力（2007年6月19日付犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ『企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針』において定義される「反社会的勢力」をいう。以下同じ。）に該当せず、反社会的勢力と一切関係を有しない者でなければならない。

（手続の代行）

第6条 制度参加者は、前条各項に定める事項を満たすことを要件として、法人格を有する第三者に手続の代行を依頼することができる。

(削減努力)

第7条 制度参加者は、当該製品等に係る温室効果ガスの排出量を削減するための努力をしなければならない。

(クレジットの調達と無効化)

第8条 制度参加者は、CFPを活用したカーボン・オフセットの対象とする製品等に係る第4条の検証を受けたCFP又はレビューを受けた温室効果ガス排出量に当該製品等の数量を乗じた値に相当する量以上のクレジットを調達し、無効化又は償却しなければならない。ただし、部分オフセットの認証を受けようとする場合は、当該CFPのうち、製品にあっては当該製品を製造するまでのライフサイクル段階、サービス等にあっては当該サービス等の提供・利用等に係るライフサイクル段階における温室効果ガス排出量の合計値に当該製品等の数量を乗じた値に相当する量以上のクレジットを調達し、無効化又は償却しなければならないものとする。

2 本事業において用いることができるクレジットは、次に定めるとおりとする。

- ① J-クレジット
- ② 国内クレジット
- ③ オフセット・クレジット (J-VER)
- ④ 地域版 J-クレジット
- ⑤ 都道府県 J-VER
- ⑥ グリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量

(CFPを活用したカーボン・オフセットの実施)

第9条 制度参加者は、次に掲げる事項を記載した書類を作成・用意し、社内規定等に則り、適切な期限まで関連書類を保管・管理しなければならない。

- ① 当該製品等に係る第4条の検証を受けたCFP又はレビューを受けた温室効果ガス排出量(部分オフセットの申請の場合にあっては、前条第1項のただし書き部分に相当する排出量)
- ② 実施する対象が製品の場合はその数量、及び、製造あるいは販売・配布期間。サービスの場合はサービスの提供または利用期間。イベントの場合は開催期間等
- ③ 前条第1項の規定により調達し、無効化又は償却したクレジットの量がわかる書類であって、それぞれのクレジット制度において定められた様式に従っているもの。ただし、実施までにクレジットの無効化又は償却が完了していない製品等については、クレジットを調達、及び、無効化又は償却する量や実施時期等についての実施計画
- ④ 第15条第2項に定めるカーボン・オフセットの実施を示すマーク(以下、「実施マーク」という。)の表示を希望する場合にあっては、その表示方法
- ⑤ 複数の者が共同で実施する場合にあっては、代表者及び相互の役割分担

⑥ C F Pを活用したカーボン・オフセットの対象となる製品等に係る温室効果ガスの排出量を削減するための取組

(制度参加者の義務)

第10条 C F Pを活用したカーボン・オフセットの実施内容に変更がある場合には、変更内容についても前条と同様の書類を作成し、保管・管理しなければならない。

- 2 制度参加者は、前条第1項第2号に定める期間終了後、対象製品等に係る検証を受けたC F P又はレビューを受けた温室効果ガス排出量に当該製品等の販売数量等の数量を乗じた値(以下、「算定排出量の実績値」という。)を算定し、第8条第1項で無効化又は償却したクレジット量の妥当性を確認しなければならない。確認の結果、算定排出量の実績値が無効化又は償却したクレジット量を上回った場合、制度参加者は相当する量以上のクレジットを調達し、無効化又は償却しなければならない。また、制度参加者は、検証内容及び新たに調達したクレジットを調達した場合はそのクレジットの無効化又は償却に係る情報について、前条第1項と同様の書類を作成し、保管・管理しなければならない。
- 3 前条第1項第3号に定める実施計画を作成した場合は、実施計画に定める期間終了後及び中間報告期ごとに、前項の定めに基づいて確認並びにクレジットの調達、無効化又は償却を行い、その記録に係る書類を保管・管理しなければならない。

(外部からの問い合わせ)

第11条 対象製品等に関する個別の問い合わせは、原則として、制度参加者が対応するものとする。

(禁止事項)

第12条 制度参加者は、第8条第1項の規定により調達し、無効化し又は償却するクレジットに、その者が創出したクレジット又は実施しようとする製品等のライフサイクルでの温室効果ガス排出量の増減に影響を及ぼした温室効果ガス排出削減・吸収活動において創出されたクレジットを用いることはできない。

## 第2節 C F Pを活用したカーボン・オフセット制度への参加届出

(C F Pを活用したカーボン・オフセット制度への参加届出)

- 第13条 制度参加者は、製品等をJ-クレジット制度ホームページに掲載しようとする場合、または、製品等に実施マークを表示しようとする場合は、第9条に定める書類を作成し、かつ、J-クレジット事務局に対して届出を行わなければならない。
- 2 前項の届出を行う者(以下、「届出者」という。)は、J-クレジット制度ホームページにおいて掲載される申請方法に従って届け出るものとする。

3 第10条に定める変更を実施したときは、届出者は前項の定めに従ってJークレジット事務局に届出を行わなければならない。

(WEBサイトでの対象製品等の公表)

第14条 届出者は、対象製品等に係る以下の事項をJークレジット制度ホームページを通じて公表できる。

- ① 対象製品等に関する情報、特徴
- ② 実施者の名称、住所、電話番号
- ③ 製品等に係るCFP（部分オフセットの場合にあつては、第8条第1項のただし書き部分に相当する排出量）及び当該CFP検証番号。ただし、「MiLCA」を直接利用した場合においては、著作権等の関係においてこの限りではない
- ④ 製品等に係る製造・提供・開催・販売・配布・利用期間等
- ⑤ 製品等に係るカーボン・オフセットに使用したクレジットの詳細情報
- ⑥ 製品等に係る温室効果ガスの排出量を削減するための努力に関する事項（部分オフセットの場合にあつては、第8条第1項のただし書き部分に相当する排出量の削減のための努力に関する事項）
- ⑦ カーボン・オフセットの実施マークの表示方法
- ⑧ その他必要事項

(実施マークの表示)

第15条 届出者は、対象製品等以外の製品等に、実施マークを表示してはならない。

2 実施マークの表示に関し必要な事項は、「カーボンフットプリントを活用したカーボン・オフセットの実施マークの表示に関する規程」に定める。

### 第3節 実施マークの表示方法の変更

(制度管理者による実施マークの表示方法の変更要求)

第16条 制度管理者は、本規程並びに「カーボンフットプリントを活用したカーボン・オフセットの実施マークの表示に関する規程」に照らして、実施マークの表示方法の変更が必要であると認められる場合には、実施事業者に理由を付して表示方法の変更を命じることができる。

(実施マークの表示方法の変更された製品等の公表)

第17条 制度管理者は、実施マークの表示方法が変更されたときは、遅滞なくJークレジット制度ホームページ等を通じて公表するものとする。

#### 第4節 参加の取りやめ

(制度への参加取り止め)

第18条 制度参加者は、J-クレジット制度事務局に対し、書面により、制度への参加の取り止めに申請することができる。当該申請により、制度参加の効果は消滅する。

2 前項の規定により効果が消滅した場合には、J-クレジット制度事務局は、当該取り止めの事実を公表しなければならない。

3 第1項の規定により認証の効果が消滅した場合には、制度参加を取り止めた者は、以下の措置を講じなければならない。

- ① 参加取り止めに係る製品等（製品にあつては未出荷のものに限る。）について、1ヵ月以内に実施マークを消去すること。
- ② その他消費者に誤解を与えないため、J-クレジット制度事務局が必要と認める措置

### 第3章 雑則

(規程の改定)

第19条 本規程はC F P及びカーボン・オフセットに関する国内外の議論の動向等を踏まえ、必要に応じて適宜改定される。

2 前項の改定に当たっては、改定された規程を公表する日を改定日とし、基本的にはバージョンを1単位（例：Ver1.0から2.0）繰り上げなければならない。ただし、改定が軽微である場合は、バージョンを0.1単位（例：Ver1.0から1.1）ごとに繰り上げることができる。

(改訂履歴)

2012年11月27日 制定 (Ver.1.0)

2013年9月17日 改訂 (Ver.2.0)

2014年4月1日 改訂 (Ver.3.0)

2015年8月17日 改訂 (Ver.4.0)

2018年3月16日 改訂 (Ver.4.1)

2018年4月2日 改訂 (Ver.5.0)

2019年12月11日 改訂 (Ver.5.1)